

交通安全環境研究所研究評価委員会について

1. 研究評価委員会の位置付け

以下を背景に、交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）が行う研究課題について、社会ニーズに照らした必要性、目的・内容の適切性等の観点から評価を行っていただくことを目的として、研究所外部の専門家、有識者の方々から成る研究評価委員会を設置します。

- (1) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月内閣総理大臣決定)において、国費を用いて実施される研究開発について、社会・経済に貢献するように実施されること等を確保するため、外部の有識者による外部評価を実施し、その結果を研究開発の進め方に反映させるよう求められている。
- (2) 国土交通省独立行政法人評価委員会（*参照。以下「独法評価委員会」という。）より、各独立行政法人研究所の個別研究業務の必要性等については、研究所自身がピアレビュー（当該研究分野専門家による評価）を活用して評価を行い、独法評価委員会は、その評価の体制や結果の適切性を二次的に評価するとの方針が示されている。
（*）独立行政法人通則法に基づき、国土交通省が所管する各独立行政法人の業績評価を行う、外部の学識経験者等により構成される委員会。
- (3) 独立行政法人交通安全環境研究所研究管理規程（平成13年12月28日研究所規程第73号）において、研究所が行う研究については、受託によるものを除き、外部の有識者から成る評価委員会による事前、中間、事後の評価を受けることとされている。

2. 評価対象となる研究課題

国費である運営費交付金により交通安全環境研究所が自主的に計画を定めて実施する研究課題（特別研究と経常研究）を評価の対象とします。（別添資料1参照）

3. 評価の種類及び実施時期

評価の種類は、以下の表に掲げる事前評価、中間評価及び事後評価の3種類です。また、これらの評価をしていただくために、毎年5月下旬頃に研究評価委員会を開催することとします。（評価の流れ、時期等については、別添資料2を参照）

事前評価	新規の特別研究又は経常研究の課題について、その最終的な選定を行う前に実施する評価
中間評価	5年以上の実施期間を予定している特別研究又は経常研究について、その3年目が終了した時点で実施する評価
事後評価	終了した特別研究又は経常研究について、事後的に実施する評価

4. 評価の方法

研究評価委員会において、評価対象の研究課題の担当研究者が、研究課題毎にその目的、内容等について簡潔に説明し、その後、各委員が委員会の中で研究課題毎に所定の評価表に評価結果を記入することによって、評価していただきます。具体的な評価の方法、評価表の様式等については、「評価マニュアル」として明文化します。

5. 評価結果の取扱い

当研究所は、評価結果は最大限尊重し、研究計画の修正、研究内容の変更等に活用することとしています。また、評価結果の要約は、研究所のホームページに掲載し、公表します。